

令和3年度 中札内村人事行政の運営等の公表

I 職員の任免及び人数に関する状況について

1 学歴別採用状況

(給与実態調査報告数値による)

(単位:人)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	合 計
3年度	2	2	2	0	6
前年度	2	2	0	0	4
増 減	0	0	2	0	2

(注) 各年度中に採用した人数である。

2 事由別退職状況

(単位:人)

区 分	定年退職	勤しう退職	そ の 他					合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	任期満了	死亡退職	
3年度	1	1	5	0	0	0	0	7
前年度	1	0	3	0	0	0	1	5
増 減	0	1	2	0	0	0	▲ 1	2

(注) 各年度中に退職した人数(消防職員除く。)である。

3 部門別職員数の状況

(単位:人)

区 分	職員数		対前年度増減数		3年度の主な増減理由
	3年度	前年度	3年度	前年度	
一般行政部門	65	62	3	1	職員採用による
特別行政部門(教育)	11	11	0	0	
普 通 会 計 計	76	73	3	1	
公営企業等会計部門	12	13	▲ 1	1	人事異動等による
合 計	88	86	2	2	
条例上の定数	91	91	0	0	

(注) 各年度4月1日現在の状況である。

4 年齢別職員数の状況

(単位:人、%)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳以上	合計
職員数	4	7	9	10	13	7	4	13	8	5	8	88
構成比	4.5	8.0	10.2	11.3	14.8	8.0	4.5	14.8	9.1	5.7	9.1	100.0

(注) 令和3年4月1日現在の状況である。

Ⅱ 職員の給与の状況について

(1) 水道事業会計以外の会計

(単位:人、円、%)

区分		住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
普 通 会 計	3年度		6,499,652,104	462,882,117	531,466,375	8.18
	前年度		7,027,131,681	337,793,883	510,881,299	7.27
	増減		▲ 527,479,577	125,088,234	20,585,076	0.91
水道事業会計 以外の 公営企 業等 会 計	3年度		1,218,179,066	63,828,150	64,212,030	5.27
	前年度		1,103,548,267	34,663,567	55,449,616	5.02
	増減		114,630,799	29,164,583	8,762,414	0.25
合 計	3年度	3,908	7,717,831,170	526,710,267	595,678,405	7.72
	前年度	3,919	8,130,679,948	372,457,450	566,330,915	6.97
	増減	▲ 11	▲ 412,848,778	154,252,817	29,347,490	0.75

※人件費は、一般職員の給料、各種手当、共済負担金、退職手当負担金等の合計値

(2) 水道事業会計

(単位:円、%)

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与比率(B/A)
3年度	133,273,375	389,199,763	21,039,190	15.79
前年度	131,094,372	4,161,048	20,368,325	15.54
増 減	2,179,003	385,038,715	670,865	0.25

- (注) 1 各年度の決算による。
2 住民基本台帳人口は各年度末現在のものである。

2 職員給与費の状況

(単位: 人、円)

区 分		職員数 (A)	給 与 費				1人当 たり給 与費 (B/A)
			給 料	職員手当	期末勤勉手当	合計(B)	
普通 会計	3年度	76	251,516,333	48,010,282	95,119,089	394,645,704	5,192,707
	前年度	73	242,068,970	45,450,349	95,444,628	382,963,947	5,246,081
	増 減	3	9,447,363	2,559,933	▲ 325,539	11,681,757	▲ 53,375
水道事業会計 以外の公営企 業等会計	3年度	8	31,748,100	6,201,791	11,954,792	49,904,683	6,238,085
	前年度	8	28,238,700	6,576,959	11,384,191	46,199,850	5,774,981
	増 減	0	3,509,400	▲ 375,168	570,601	3,704,833	463,105
水道事業会計	3年度	3	9,895,200	2,736,468	3,485,291	16,116,959	5,372,320
	前年度	3	9,708,300	2,657,547	3,434,175	15,800,022	5,266,674
	増 減	0	186,900	78,921	51,116	316,937	105,646
合 計	3年度	87	293,159,633	56,948,541	110,559,172	460,667,346	5,295,027
	前年度	84	280,015,970	54,684,855	110,262,994	444,963,819	5,297,188
	増 減	3	13,143,663	2,263,686	296,178	15,703,527	▲ 2,162

(注) 1 各年度の当初予算による。

2 職員数は、各年度4月1日現在の人数である。

3 職員手当は、退職手当及び期末勤勉手当を除いた諸手当の総額である。

3 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(単位: 歳、円)

区 分		年 齢	平均給料月額	平均給与月額
普通会計	3年度	38歳 1月	275,641	317,834
	前年度	38歳 3月	281,648	324,947
	増 減	▲0歳 6月	▲ 6,007	▲ 7,113
水道事業会計 以外の公営企 業会計	3年度	41歳 6月	302,817	360,482
	前年度	38歳 7月	292,200	341,841
	増 減	3歳 8月	10,617	18,641
水道事業会計	3年度	47歳 7月	274,100	312,961
	前年度	46歳 7月	268,200	361,398
	増 減	1歳 0月	5,900	▲ 48,437
合 計	3年度	38歳 8月	277,407	320,576
	前年度	38歳 7月	282,173	327,858
	増 減	0歳 0月	▲ 4,766	▲ 7,282

(注) 1 各年度4月1日現在の状況である。

2 平均給与月額の欄は、給料月額と諸手当(期末勤勉手当及び退職手当を除く。)の額とを合計したものである。(4月1日現在の平均年齢、4月給与等により算出)

4 学歴別初任給等の状況

(単位: 円)

区 分		初任給	2年目
一般行政職 技能労務職 その他の職	大学卒	3年度	182,200
		前年度	182,200
		増 減	0
	短大卒	3年度	163,100
		前年度	163,100
		増 減	0
	高校卒	3年度	150,600
		前年度	150,600
		増 減	0

(注) 各年度4月1日現在の状況である。

5 経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(単位:円)

区 分			経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職 技能労務職 その他の職	大学卒	3年度	249,400	281,800	314,300
		前年度	249,400	281,800	314,300
		増 減	0	0	0
	短大卒	3年度	224,900	263,300	297,500
		前年度	224,900	263,300	297,500
		増 減	0	0	0
	高校卒	3年度	209,400	249,400	281,800
		前年度	209,400	249,400	281,800
		増 減	0	0	0

(注) 各年度4月1日現在の状況である。

6 級別職員数の状況

(単位:人、%)

区 分		標準的な職務内容	職 員 数			構 成 比		
			3年度	前年度	増減	3年度	前年度	増減
一般行政職 技能労務職 その他の職	1級	主事、技師、保健師、栄養士、保育士など	15	15	0	17.0	17.9	▲ 0.9
	2級	主事、技師、保健師、栄養士、保育士など	18	16	2	20.5	19.0	1.5
	3級	主査、主任など	24	23	1	27.3	27.4	▲ 0.1
	4級	課長補佐、主査、主任など	19	18	1	21.6	21.4	0.2
	5級	課長、課長補佐など	7	6	1	8.0	7.1	0.9
	6級	課長など	5	6	▲ 1	5.7	7.1	▲ 1.4
	計		88	84	4	100	100	

(注) 各年度4月1日現在の状況である。

(注) 職員数は、派遣職員、準職員、育児休業中職員を除いたもので

7 期末勤勉手当の状況

(単位:円、月分)

区 分		金 額 等	
1人当たり平均支給額	3年度	1,256,354	
	前年度	1,312,655	
	増 減	▲ 56,301	
支給割合	3年度	2.4月	1.90月
	前年度	2.55月	1.90月
	増減	▲0.15月	0月
加算措置の状況(職制上の段階、職務の級等による加算措置)		0/100～15/100	

(注) 1 各年度の決算による。

2 支給割合の左欄は期末手当、右欄は勤勉手当の支給割合である。

8 退職手当の状況

(単位:月分)

区 分		自己都合等	勧奨・定年等
支 給 割 合	勤 続 20 年	19.6695月	24.586875月
	勤 続 25 年	28.0395月	33.27075月
	勤 続 35 年	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月
その他の加算措置			勧奨退職特例 ・8～12号俸の特別昇給
1人当たり平均支給額		1,341千円	21,137千円

(注) 1 令和3年4月1日現在の状況である。

(注) 2 1人当たり平均支給額は、3年度中に退職した職員(消防職員除く)に支給された退職手当の額の平均である。

9 時間外勤務手当の状況

(単位:円)

支給実績	3年度	13,146,918
	前年度	12,717,338
	増 減	429,580
職員1人当たり平均支給年額	3年度	182,596
	前年度	192,687
	増 減	▲ 10,091

(注) 各年度の決算による。(職員数は各年度末の人数である)

10 その他の手当の状況

(単位:円)

区 分	内容及び 支給単価	支給実績			1人当たり平均支給年額		
		3年度	前年度	増減	3年度	前年度	増減
扶養手当	配偶者など6,500円／月 子ども10,000円／月ほか	7,855,021	7,330,000	525,021	238,031	222,121	15,910
住居手当	借家27,000円／月上限 持家12,000円	13,775,778	13,839,577	▲ 63,799	196,797	194,924	1,873
通勤手当	交通用具使用(4km以上) 通勤距離により 4,200～31,600円／月	1,983,600	1,519,200	464,400	141,686	151,920	▲ 10,235
管理職手当	課長職 6級65号俸の12% 参事職 6級20号俸の12% 補佐職 5級20号俸の10%	8,342,400	8,013,100	329,300	490,729	471,359	19,371
寒冷地手当	11月から3月まで支給(月額) 扶養のある世帯主 26,380円 扶養のない世帯主 14,580円 その他 10,340円	7,684,824	7,295,640	389,184	93,717	93,534	183

(注) 各年度の決算による。(手当の内容は令和3年4月1日現在の状況である)

11 特別職の職員の給与の状況

給料	村 長	682, 000円			
	副村長	592, 000円			
報酬	議 長	267, 000円			
	副議長	211, 000円			
	議 員	169, 000円			
期末手当	村 長	4. 3月			
	副村長	4. 3月			
	議 長	4. 3月			
	副議長	4. 3月			
	議 員	4. 3月			
退職手当		(算定方法)	(支給時期)		
	村 長	給料月額	×	支給率	任期満了後
	副村長	給料月額	×	支給率	任期満了後

(注) 令和3年4月1日現在の状況である。

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	終業時刻	休憩時刻	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日

(注) 標準的な職場における状況である。

2 年次有給休暇の状況

(単位: 日、%)

区 分	内 容 等								
制度の概要	心身の疲労回復、労働力の維持培養を図るための制度。年間20日間付与される(前年の付与日数を上限に翌年に繰り越すことができる)								
1人当たりの取得状況	令和3年			前年			前々年		
	付与数	取得数	取得率	付与数	取得数	取得率	付与数	取得数	取得率
	36.5	9.4	25.7	38.8	10.3	26.6	37.3	9.6	25.8

3 育児休業の状況

(単位: 人)

区 分	内 容 等								
制度の概要	子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉を増進させるとともに行政の円滑な運営に資するための制度。子が満3歳に達する日まで行うことができる。								
取得状況	令和3年			前年			前々年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	1	1	2	0	2	2	0	2	2

(注) 当該年度の全部又は一部で育児休業をした職員数である。

4 その他の主な勤務条件の状況

区 分	内 容 等
休日等	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年1月5日までの日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇制度
特別休暇	忌引、結婚、出産等の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇制度
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢のために日常生活を営むのに支障があり、その者の介護をするため勤務しないことが相当である場合の休暇制度（無給）
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇制度（無給）

Ⅳ 職員の分限及び懲戒処分の状況について

(単位:件)

処 分 事 由	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(注)3年度中に行われた処分の状況である。

2 懲戒処分の状況

(単位:件)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(注)3年度中に行われた処分の状況である。

V 職員の服務の状況について

服務の根本基準	全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならない。
服務の宣誓	服務の宣誓をしなければならない。
法令等及び上司の服務上の命令に従う義務	法令等に従い、上司の職務命令に忠実に従って職務を遂行しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	在職中・退職後に関わらず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
職務に専念する義務	勤務時間・職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い、自らが行うべき職務にのみ従事しなければならない。
政治的行為の制限	次のような政治的行為をしてはならない。 1 政治的団体等の結成に関与したり、このような団体等の役員になること。 2 政治的団体等の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。 3 特定の政治的団体等に対し支持・反対する目的で、又は公の選挙等において特定の人等に対し支持・反対する目的で、次のような政治的行為を行うこと。(ただし、村外において(1)・(2)・(3)の行為を行うことができる) (1)公の選挙等において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。 (2)署名運動を企画、主宰するなどこれを積極的に関与すること。 (3)寄付金等の募集に関与すること。 (4)文書・図面の役場庁舎等への掲示や庁舎等の利用を行ったり、又は行わせたりすること。
争議行為等の禁止	住民に対しての同盟罷業・怠業等の争議行為や業務の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。
営利企業等の従事制限	許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員等の地位を兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならない。

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

(単位:人)

区 分	内 容	参加者数
委託研修	中央研修所、道市町村職員研修センター等の研修機関が開催する研修会への参加	1
派遣研修	十勝町村会、各種実行委員会が開催する研修会への参加	11
職場研修	外部講師、内部講師による研修会の開催	59

2 勤務成績の評定の状況

評定の方法	評 定 者				評定結果の活用
全職員を対象に、能力評価と業績評価を、4月から1月末までの期間で実施	被評定者	1次評定	2次評定	最終評定	主査職以上の管理職について、翌年度6月期の勤勉手当に反映
	全職員	補佐職	課長職	評定委員会	
	補佐職	課長職	副村長	評定委員会	
	課長職	副村長		評定委員会	

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況について

区 分	内 容 等
短期給付事業	職員やその扶養親族の公務外の病気・ケガ等に対し、療養の給付等を行う。
長期給付事業	年金給付等を行う。
福祉事業	資金の貸付、保健事業、貯金事業等職員やその扶養親族の福祉と健康の増進を図るための事業を行う。
宿泊事業	ホテルポールスター札幌の利用助成を行う。

2 福祉協会の事業状況

区 分	内 容 等
福利厚生事業	健康保持増進、保健思想の普及向上などを目的に各種の助成・給付を行う。
医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う。
その他	貸付事業、福祉年金事業、生命共済事業などを行う。

3 健康診断の実施状況

区 分	内 容 等	受診者数
健康診断	総合健診の対象とならない全職員を対象とした一般検査・血液検査・心電図検査	35
総合健診	40歳以上の全職員及び30歳以上40歳未満の半数を対象とした健診で、定期健康診断の内容に生活習慣病に関する内容を加えたもの	54
乳がん検診	女性職員を対象とした乳がんの検査	10
子宮がん検診	女性職員を対象とした子宮がんの検査	12

4 公務災害補償の状況

区 分	内 容 等
公務災害補償	公務上の災害について療養補償などを行う。
通勤災害補償	通勤途中の災害について療養補償などを行う。

5 公平委員会制度の概要

区 分	内 容 等
勤務条件に関する措置要求の審査	職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求について審査・判定をし、必要な措置を執ること。
不利益処分不服申立ての審査	職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対し裁決、決定すること。
苦情処理	上記を除き、職員からの勤務条件等の人事管理に関する苦情の申出及び相談を処理すること。
職員団体の登録	職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体を職員団体として登録すること。

Ⅷ 勤務条件に関する措置の要求の状況について

(単位:件)

区 分		前年度 末現在 未処理 件数	措置要 求件数	処理件数			年度末現 在 未処理 件数
					前年度末現在未処理 件数に係る処理件数	3年度の措置要求件 数に係る処理件数	
給 与	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
勤 務 時 間	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
休 暇	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
そ の 他	3年度	0	1	1	0	1	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
合 計	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0

Ⅸ 不利益処分に関する不服申立ての状況について

(単位:件)

区 分		前年度 末現在 未処理 件数	不服申立 て件数	処理件数			年度末現 在 未処理 件数
					前年度末現在未処理 件数に係る処理件数	3年度の不服申立て 件数に係る処理件数	
分 限 処 分	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
転 任	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
そ の 他	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
合 計	3年度	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0